

令和8年度 駐車監視員活動ガイドライン

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付などの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認を実施する。

※ 祭礼、行事など各種イベントや110番通報などにより、交通の円滑と危険防止のため下記以外の場所で放置車両の確認を実施することがあります。

重点路線

路線(区間)	重点時間帯
① 県道17号(和歌山停車場線)・JR和歌山駅西口～和歌山西警察署との署境	7:00～24:00
② 市道有本田尻線・黒田交差点～太田交差点	7:00～19:00
③ 市道新和歌浦中之島紀三井寺線・和歌山西警察署との署境～手平一丁目交差点	9:00～24:00
④ 市道市駅小倉線・和歌山インター南口交差点～和歌山西警察署との署境	17:00～翌2:00
⑤ 市道六十谷手平線・中之島交差点～橋向丁交差点 県道135号(和歌山海南線)・橋向丁交差点～吹屋町交差点	17:00～翌2:00

重点地域

地域	重点時間帯
A JR和歌山駅から半径2kmの和歌山東警察署管内	6:00～翌2:00